

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により，平成14年6月27日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について，法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので，法第8条第3項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成14年11月13日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーオートバックス京都
京都市右京区西院安塚町1番地

2 意見の概要

（交通等）

- ・現在でも祝祭日の周辺道路の渋滞はすさまじく，深刻な状態になっている交通問題については，十分な配慮と再考を願います。
- ・来客者の殆どが車両で来店し，混雑時には，周辺道路，特に綾小路通を通行しての車両の来退店が想定され，交通渋滞を招き，多数の違法駐車を発生させる恐れがあり，十分配慮いただきたい。
- ・駐車場出入口付近にバス停があり，事故等が心配である。
- ・この出店計画は，歩行者や，バスの乗降者等の安全を無視した計画であり，もっと安全について真剣に考えてほしい。
- ・交通問題に対する歩行者の危険を回避するため，敷地をセットバックして周辺歩道の拡幅及び車寄せを設置していただきたい。
- ・営業時間中は，交通監視員を配置し，安全対策に配慮してほしい。

（騒音・排気ガス等）

- ・駐車場に暖気運転禁止，騒音注意等の看板を設置してほしい。
- ・駐車場棟を敷地北西部に配置すべきである。
- ・従業員の出入は，営業時間終了以降もあるため，騒音には注意を払うよう指導してほしい。
- ・敷地東側及び南側は，隣接して多数の住民が生活しており，駐車場棟及び車路を東南に配置した現計画は，地元住民を全く無視した計画である。
- ・今回の店舗はカー用品専門店であり，一般の物販店舗とは違い，車で来店が多いにもかかわらず，騒音に関しても，とおり一辺倒の環境予測を行い，近隣への影響は軽微であると説明し，騒音対策や，排気ガス対策がなされていない。
- ・排気ガス，騒音振動問題等は，十分な事前事後調査を行っていただき，近隣住民に数的根拠を示し，納得できるよう配慮願います。
- ・機械設置場所には，特別有効な，遮音壁等の設置を配慮していただきたい。
- ・境界壁を更に高くしてほしい。
- ・南側パーキング及びスロープ側面に防音壁をつくり，また排気ガスに対する配慮を望む。
- ・生活環境保持のため，南側壁面と自動車通路間の距離を広げ，壁面沿いに樹木を植えてほしい。

- ・自動車通路には、全て壁面を設置し、騒音が漏れないようにしてほしい。
- ・施設に隣接する民家への騒音、排気ガス被害軽減のため、緑地帯を広げていただきたい。
- ・若者が集ってきて、改造マフラーや、カーステレオ、乱暴な運転による騒音が懸念される。

(営業時間)

- ・営業時間の短縮。
- ・夜間の車の出入による騒音と照明における住民の安眠の妨げにならないよう営業時間等に配慮願いたい。

(その他)

- ・問題が起きた場合の連絡先を設け、地域住民に迷惑が掛からない対応、対処をしてもらいたい。
- ・オートボックス社は、誠意がない。
- ・オートボックス社は、騒音、排気ガス、交通等、山積した諸問題を、地域住民及び関係者と協議を重ねる必要がある。
- ・隣接して一般住居等があり、プライバシー保持のため、施設から覗かれることがないように配慮してほしい。
- ・過去2回の説明会は、開催したという既成事実を得る為のものであり、近隣住民への説明とは言い難く、今一度近隣住民の意見等を真摯な態度で聞いてほしい。
- ・近隣の清掃を定期的に行う。
- ・暴走行為等の防止策を工夫してほしい。
- ・不法投棄されたゴミ等への対応。
- ・工事中の近隣への配慮について心配である。
- ・営業開始後についても、近隣住民の意見を重視し、対処してほしい。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年11月13日(水)から平成14年12月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項(具体的には、法第4条の規定により通商産業大臣が定めた指針)に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)

